

令和 7年度

昭和農業振興地域整備計画の変更理由書

整備計画の変更を行う理由

昭和村では、農業経済事情の変動その他情勢の推移により法第13条1項に基づき整備計画を変更する必要が生じたので今回やむを得ず整備計画の変更を行う。

地域名 昭和地域

群馬県利根郡昭和村

昭和農業振興地域整備計画の変更理由書

1 農業振興地域整備計画を変更する理由

今回、地域農業者の意向の把握を行うために受け付けた除外の申し出を踏まえ、経済事情の変動その他情勢の推移による住宅等の個別開発ニーズに適切に対応する必要があると判断されることから、昭和農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更を行うものです。

2 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更する理由

(1) 農用地区域への編入

No.	土地の所在・地番	地目	面積(㎡)	編入後の用途	編入する理由	根拠条項

※根拠条項欄中の「法」とは「農業振興地域の整備に関する法律」、「令」とは「同法施行令」、「規則」とは「同法施行規則」をいう(以下同じ)。

(2) 農用地区域からの除外

No.	土地の所在・地番	地目	面積(㎡)	除外後の用途	除外する理由	根拠条項
1	昭和村大字森下字御門140番1	畑	260	一般住宅用地	利用者が一般住宅を設置しようとするものであり、必要かつ適当で規模も相当であり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められること、農産に隣接した土地であり農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること、周辺の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること、及び土地改良事業完了後8年を経過した土地ではないことから、法第13条第2項各号の要件をすべてを満たすと判断されるため、農用地区域から除外します。	法第13条第2項各号該当
2	昭和村大字糸井字新中道6651番1	畑	500	一般住宅用地	利用者が一般住宅を設置しようとするものであり、必要かつ適当で規模も相当であり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められること、農産に隣接した土地であり農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること、周辺の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること、及び土地改良事業完了後8年を経過した土地ではないことから、法第13条第2項各号の要件をすべてを満たすと判断されるため、農用地区域から除外します。	法第13条第2項各号該当
3	昭和村大字川瀬字下り553番	田	495	一般住宅用地	利用者が一般住宅を設置しようとするものであり、必要かつ適当で規模も相当であり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められること、農産に隣接した土地であり農用地の集団化・農作業の効率化等の農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること、周辺の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること、及び土地改良事業完了後8年を経過した土地ではないことから、法第13条第2項各号の要件をすべてを満たすと判断されるため、農用地区域から除外します。	法第13条第2項各号該当

(3) 農用地区域内における用途変更

No.	土地の所在・地番	地目	面積(㎡)	変更前の用途	変更後の用途	用途変更する理由

入力部分

(1) 農用地区域への編入

畑 計	㎡
田 計	㎡
樹園地計	㎡
合計	0.00 ㎡

(2) 農用地区域からの除外

畑 計	760 ㎡
田 計	495 ㎡
樹園地計	㎡
合計	1,255.00 ㎡

(3) 用途変更(農業用施設等)

畑 計	㎡
田 計	㎡
樹園地計	㎡
合計	0.00 ㎡

第1 農用地利用計画の変更

1 農用地利用計画を次のとおり変更する。

単位：h a

地区区域	区 域	変 更 内 容				増 減	備 考
		変 更 前 の 面 積	変 更 後 の 面 積	農用地区域 から除外す る 面 積	農用地区域 に 編 入 する面積		
A-1	糸井地区	268.33	268.33			0.00	
A-2	貝野瀬地区	203.80	203.80			0.00	
A-3	生越地区	152.68	152.68			0.00	
A-4	赤城地区	328.38	328.38			0.00	
A-5	開拓地区	340.35	340.30	0.05		△ 0.05	
B-1	椽久保地区	94.54	94.54			0.00	
B-2	森下地区	195.52	195.49	0.03		△ 0.03	
B-3	川額地区	217.35	217.30	0.05		△ 0.05	
B-4	松ノ木平地区	153.01	153.01			0.00	
B-5	赤城原地区	330.78	330.78			0.00	
計		2284.74	2284.61	0.13	0.00	△ 0.13	

注：単位はh aとし、小数点以下第2位まで表示する。

なお、「増減」欄が減少の場合は、数値の左に△で表示する。

2 農用地区域の概要

(変更前)

農振区域内において、農用地等約 2,284.74 haについて農用地区域を設定し、うち約 2,200.12 haを農地、39.00 haを採草放牧地、約 0.00 haを混牧林地、及び約 45.62 haを農業用施設用地としてそれぞれ用途を指定する。

(変更後)

農振区域内において、農用地等約 2,284.61 haについて農用地区域を設定し、うち約 2,199.99 haを農地、39.00 haを採草放牧地、約 0.00 haを混牧林地、及び約 45.62 haを農業用施設用地としてそれぞれ用途を指定する。

(付表 1)

(単位 : ha)

項 目	農用地	農地					採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林原野	その他	合計
		農地	田	畑	樹園地	採草放牧地						
行政区域	2,548.70	2,509.70	89.40	2,066.30	354.00	39.00	0.00	42.70	1,871.20	1,951.40	6,414.00	
農振区域	2,544.60	2,505.60	89.80	2,061.80	354.00	39.00	0.00	45.70	1,872.60	736.10	5,199.00	

注 : 小数点以下第 2 位まで表示する。

(付表 2)

(単位 : ha)

項 目	農用地	農地					採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林原野	その他	合計	
		農地	田	畑	樹園地	採草放牧地							
													農地
農用地利用計画	現況	変更前	2,237.32	2,198.32	34.88	1,857.44	306.00	39.00	0.00	45.62	1.80	0.00	2,284.74
		変更後	2,237.19	2,198.19	34.83	1,857.36	306.00	39.00	0.00	45.62	1.80	0.00	2,284.61
	用途区分	変更前	—	2,200.12	—	—	—	39.00	0.00	45.62	—	—	2,284.74
		変更後	—	2,199.99	—	—	—	39.00	0.00	45.62	—	—	2,284.61
設定率	変更前 (%)	87.9	87.7	38.8	90.1	86.4	100.0	0.0	99.8	0.1	0.0	43.9	
	変更後 (%)	87.9	87.7	38.8	90.1	86.4	100.0	0.0	99.8	0.1	0.0	43.9	

注 1 : 小数点以下第 2 位まで表示する。

注 2 : 「混牧林地」の面積は、農用地利用計画で混牧林地を農用地区域に設定している孺恋村及び甘楽町のみ記入する。

注 3 : 現況欄は、確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する調査の表 4 の農用地区域面積と一致させること。

注 4 : 用途区分欄は、市町村農業振興地域整備計画における農用地区域の設定方針に基づく農用地区域の面積を記入する。

注 5 : 現況及び用途区分の合計面積は一致させること。

注 6 : 設定率は、(農用地利用計画(現況)) ÷ (農振地域) とし、小数点以下第 1 位まで表示する。

令和8年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

[令和 8年 2月 12日 時点]

昭和農業振興地域（昭和農業振興地域整備計画）

（群馬県昭和村）

記入上の留意点

1. 調査対象期間は、1月1日から同年12月31日までとする。
2. 面積はha単位とし、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを記載する。
率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを記載する。
3. 用語の定義
 - ① 「法」とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）をいう。
 - ② 「令」とは、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）をいう。
 - ③ 「規則」とは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）をいう。
 - ④ 「農用地」とは、耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（法第3条第1号に規定する農用地）をいう。
 - ⑤ 「農地」とは、耕作の目的に供される土地（規則第4条の2第1項第1号イに規定する土地）をいう。
 - ⑥ 「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（規則第4条の2第1項第1号ロに規定する土地）をいう。
 - ⑦ 「混牧林地」とは、農用地区域内の土地で、木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（法第3条第2号に規定する土地）をいう。
 - ⑧ 「農業用施設用地」とは、耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設（規則第1条各号に掲げる施設に限る。）の用に供される土地（法第3条第4号に規定する土地）をいう。
 - ⑨ 「基盤整備」とは、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓、客土、暗きょ排水等の事業（規則第4条の3第1号イからホまでのいずれかに該当する事業）をいう。
 - ⑩ 「農地(耕地)」とは、耕地（耕地及び作付け面積統計で定義する「耕地」）をいう。
 - ⑪ 「荒廃農地」とは、現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地（荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の対象の農地）をいう。
 - ⑫ 「田」とは、たん水かんがい設備（用水源、用水路及びけい畔）を備える農地をいう。
 - ⑬ 「畑」とは、農地のうち、田及び樹園地を除いたものをいう。
 - ⑭ 「樹園地」とは、農地のうち、木本性作物を栽培するものをいう。
 - ⑮ 「基本方針」とは、法第4条に基づき都道府県が定める農業振興地域整備基本方針をいう。
 - ⑯ 「基本指針」とは、法第3条の3第1項の規定に基づき変更した、農用地等の確保等に関する基本指針（平成27年12月24日公表）をいう。

2. 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

項 目	面 積 等
a 農用地区域内農地(耕地)面積の目標値 (目標年:令和12年)	2,171.7 ha
b 農用地区域内農地(耕地)面積の基準値 (基準年:令和元年)	2,190.8 ha
c 当該年の農用地区域内農地(耕地)面積	2,196.2 ha
d 前年の農用地区域内農地(耕地)面積	2,187.9 ha
e 当該年における農地(耕地)面積の増減 (e1-e2+e3-e4+e5-e6+e7-e8)	8.3 ha
e1 農用地区域へ編入した農地(耕地)面積	— ha
e2 農用地区域から除外した農地(耕地)面積	0.1 ha
e3 荒廃農地の再生面積	— ha
e4 荒廃農地の発生面積	— ha
e5 用途変更による増加面積	— ha
e6 用途変更による減少面積	0.2 ha
e7 その他の増加面積 [(c-d)-(e1-e2+e3-e4+e5-e6) ≥ 0の場合]	8.6 ha
e8 その他の減少面積 [(c-d)-(e1-e2+e3-e4+e5-e6) < 0の場合]	— ha

記載等注意

- (1) 「a 農用地区域内農地(耕地)面積の目標値」欄は、基本方針に記載された農用地区域内農地(耕地)面積の目標面積を記載する。
- (2) 「b 農用地区域内農地(耕地)面積の基準値」欄は、基本方針に記載された農用地区域内農地(耕地)面積の基準年の面積を記載する。
- (3) 「e 当該年における農地(耕地)面積の増減」欄は、「農地(耕地)面積の前年からの増減(c-d)」と整合を図る。
- (4) 「e1 農用地区域へ編入した農地(耕地)面積」欄は、「7. 農用地区域への編入の理由別面積」の「うち農地(耕地)」の合計面積を、「e2 農用地区域から除外した農地(耕地)面積」欄は、「8. 農用地区域からの除外の理由別面積」の「うち農地(耕地)」の合計面積をそれぞれ記載する。
- (5) 「e3 荒廃農地の再生面積」欄及び「e4 荒廃農地の発生面積」欄は、「6. 農用地区域内の荒廃農地の編入・除外等の状況」の「e再生等のうち再生」及び「d発生等のうち新規増加」の面積をそれぞれ記載する。
- (6) 「e5 用途変更による増加面積」欄及び「e6 用途変更による減少面積」欄は、「5. 農用地区域内の農用地等の編入・除外等の状況」の「c用途変更(増-減)の「増」」、「c用途変更(増-減)の「減」」から「6. 農用地区域内の荒廃農地の編入・除外等の状況」の「c用途変更(増-減)の「増」」、「e用途変更(増-減)の「減」」を差し引いた面積をそれぞれ記載する。
- (7) 「e7 その他の増加面積」及び「e8 その他の減少面積」欄については、「農地(耕地)面積の前年からの増減(c-d)」のうちe1~e6の要因によらない面積の合計が、正の値であれば「e7 その他の増加面積」に、負の値であれば「e8 その他の減少面積」に記載する。

令和7年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

※12月31日を基準に上段の前年を入

地方農政局等名 関東農政局
都府県名 群馬県

市町村名 昭和村
市町村番号 31044800

農業振興地域名 昭和農業振興地域
整備計画名 昭和農業振興地域整備計画

地域指定年月日 昭和45年9月25日
計画策定年月日 昭和46年12月27日
現行計画策定年月日 平成23年12月27日

4. 農業振興地域内の農用地等の面積

※ 上段=前年、下段=当該年 (単位: ha)

変更
地域指定年月日 昭和45年9月25日
計画策定年月日 昭和46年12月27日
現行計画策定年月日 令和4年8月26日

区分	地目等	総面積	農用地					採草放牧地	計	混雑林地	農業用施設用地	混雑林地以外の山林原野	うち農用地(8分類)	その他
			田	畑	樹園地	計	計							
農用地区域内用途区分		2,273.2					2,191.5							
		2,284.6					2,199.9							
現況	農業振興地域	5,199.0	89.4	2,066.3	354.0	2,509.7	39.0	2,548.7		42.7	1,871.2		736.4	
		5,199.0	89.8	2,061.8	354.0	2,505.6	39.0	2,544.6		45.7	1,872.6	2.1	736.1	
	農用地区域	2,273.2	35.0	1,850.5	306.0	2,191.5	39.0	2,230.5		42.7				
		2,284.6	34.8	1,857.3	306.0	2,198.1	39.0	2,237.1		45.7	1.8	1.8		
	農地(耕地)		32.9	1,849.0	306.0	2,187.9								
			33.2	1,857.0	306.0	2,196.2								
	基盤整備済み		32.7	1,733.1		1,765.8								
			33.0	1,742.1		1,775.1								
	基盤整備未実施		0.2	115.9	306.0	422.1								
			0.2	114.9	306.0	421.1								
	荒廃農地(A分類)		2.1	1.5		3.6								
			1.6	0.3		1.9								
	基盤整備済み		2.1	1.5		3.6								
			1.6	0.3		1.9								
基盤整備未実施														
農振白地地域	2,925.8	54.4	215.8	48.0	318.2		318.2			1,871.2		736.4		
	2,914.4	55.0	204.5	48.0	307.5		307.5			1,870.8	0.3	736.1		
農地(耕地)		53.5	215.0	48.0	316.5									
		54.0	203.9	48.0	305.9									
基盤整備済み														
基盤整備未実施		53.5	215.0	48.0	316.5									
		54.0	203.9	48.0	305.9									
荒廃農地(A分類)		0.9	0.8		1.7									
		1.0	0.6		1.6									
基盤整備済み														
基盤整備未実施		0.9	0.8		1.7									
		1.0	0.6		1.6									

記載等注意

- 面積は、法第12条第1項(第13条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、公告した農振整備計画の面積等とし、当該年の12月1日時点の面積を記載する。
- 「農用地区域内用途区分」欄の総面積と「現況」欄の農用地区域の総面積は、一致させる。
- 「現況」欄の「農用地区域」欄の「その他」欄には、どの地目等にも該当しないもの(雑草地、耕作道・用水路などの土地改良施設等)を記載する。
- 「現況」欄の「農振白地地域」欄の「その他」欄には、どの地目等にも該当しないもの(転用された土地等)を記載する。
- 「現況」欄の「基盤整備済み」欄には、基盤整備を実施した面積及び現在事業実施中の面積を記載する(用排水施設等の線的施設の受益地を含む。計画策定中の場合は対象としない。)

9. 集団的に存在する農地の規模別基盤整備事業の実施状況別面積

※ 上段=前年、下段=当該年

(単位: ha)

土地の区分	2.0ha以上			1.0~2.0ha			1.0ha未満			農地面積計		
	基盤整備実施済み	うち、区画整理等実施済み	未実施	計	基盤整備実施済み	うち、区画整理等実施済み	未実施	計	基盤整備実施済み	うち、区画整理等実施済み	未実施	計
農用地区域内農地	1,653.4	1,653.4	153.6	1,807.0	72.4	72.4	32.3	104.7	43.6	28.3	236.2	279.8
	1,663.5	1,650.8	152.6	1,816.1	72.0	71.8	32.3	104.3	41.5	27.8	236.2	277.7
農地(耕地)	1,653.4	1,653.4	153.6	1,807.0	72.4	72.4	32.3	104.7	40.0	27.1	236.2	276.2
	1,663.5	1,650.8	152.6	1,816.1	72.0	71.8	32.3	104.3	39.6	26.6	236.2	275.8
荒廃農地(A分類)									3.6	1.2		3.6
									1.9	1.2		1.9
農振白地地域内農地											318.2	318.2
											307.5	307.5
農地(耕地)											316.5	316.5
											305.9	305.9
荒廃農地(A分類)											1.7	1.7
											1.6	1.6

記載等注意

- 集団的に存在する農用地の規模の判断は、道路、鉄道、その他の施設、河川、がけその他の地形、地物等で区切られた区域で判断するが、通作等に支障が生じないものである場合には、一団の土地とする。
- 集団的に存在する農用地の規模の範囲は、農用地(田、畑、樹園地、採草放牧地)により定め、面積は、農地(田、畑、樹園地)の面積を記載する。
- 「うち、区画整理等実施済み」とは、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓、客土、暗きよ排水等の事業(規則第4条の3第1号ロからホまでに掲げる事業)をいう。
- 「農地面積計」欄の「基盤整備済み」及び「未実施」の各面積は、「6. 農業振興地域内の農用地等の面積」の「基盤整備済み」及び「基盤整備未実施」の面積とそれぞれ一致させる。